

広島県医療対策協議会 設置要綱

(目的)

第1条 広島県における医師の確保及び偏在解消等の医療従事者の確保に係る施策を着実かつ効果的に推進し、もって県内の医療提供体制の維持増進を図ることを目的として、「広島県医療対策協議会」（以下、「協議会」という）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の23第2項に規定する事項
- (2) その他、県内の医療提供体制を確保するために協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる医療機関又は団体に所属する者であって、その代表者又は推薦者若しくは前条の協議を行うために必要があると広島県が認める者をもって構成する。

- 2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合又は増員した場合に選任される者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 協議会には、議長を1名置き、広島県を除く者から、委員の互選により決定する。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会へ参加させることができる。

(運営)

第4条 協議会は、議長が招集し、主宰する。

- 2 議長に事故等があるときは、あらかじめ議長が指名する者が、その職務を代理する。
- 3 協議会は、毎年度、年間の開催回数と開催時期、各回における協議事項等を含む年間の運営計画を定める。

(ワーキンググループ等の設置)

第5条 協議会は、第2条に掲げる協議を行うため、次の業務に係るワーキンググループ等を設置する。

- (1) 広島県における医療計画（法第30条の4第1項）で定めるべき地の医療対策の推進に関する業務
- (2) 広島県医師育成奨学金貸付規則（昭和49年10月9日広島県規則第101号）による奨学金貸与医師等の配置及び育成に関する業務
- (3) その他、県内の医療提供体制を確保するために協議会が必要と認める業務

(事務局)

第6条 県は、協議会及びワーキンググループ等の事務局業務を、公益財団法人広島県地域保健医療推進機構（広島県地域医療支援センター）に委託する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年1月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に選任される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず平成34(2022)年3月31日までとする。

(別表) 第3条関係

構成機関・団体	備考
1 特定機能病院	地域医療対策協議会運営指針 (平成30年7月25日付け医政発0725第15号厚生労働省医政局長通知)
2 地域医療支援病院	
3 公的医療機関(法第31条に規定する公的医療機関をいい、公立医療機関を含む。)	
4 臨床研修病院	
5 民間病院	
6 診療に関する学識経験者の団体	
7 大学その他の医療従事者の養成に係る機関	
8 社会医療法人	
9 独立行政法人国立病院機構	
10 医療関係団体	
11 関係市町	
12 地域住民を代表する団体	
13 広島県	